

第119号議案

長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための  
固定資産税の課税免除に関する条例

目次	ページ
1 条例制定の概要	1
2 特例措置の内容	2～3
3 関係法令（抜粋）	4～5



# 1 条例制定の概要

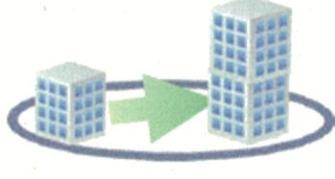
## (1) 条例制定の理由

地域再生法において、事業者が※本社機能（特定業務施設）を地方に移転または地方で拡充した場合に、これらの事業者に対して地方公共団体が固定資産税の軽減措置を行うと、その減収に対して地方交付税により補てん措置が講じられるが、同法に基づき制定していた課税免除条例が、減収補てん措置の当初の適用期限である令和 2 年 3 月 31 日で失効した。しかし、同日に省令が改正され、適用期限が令和 4 年 3 月 31 日まで延長されたことから、引き続き課税免除を行うにあたり、改めて条例を制定するもの。

※本社機能（特定業務施設）とは、次の施設等をいう。

事務所	研究所	研修所
 <p>全社的な業務を行うもの又は複数の事業所に対する業務を行うもの ※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの</p>	 <p>事業者による研究開発において重要な役割を担うもの (事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む)</p>	 <p>事業者による人材育成において重要な役割を担うもの</p>

## (2) 対象事業

移転型事業	拡充型事業
 <p>東京23区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京 23 区に本社を置く企業が地方に本社を移転</li> <li>○地方に研究所を建設し、東京 23 区の本社から研究開発機能を移転</li> <li>○東京 23 区に本社を置く企業が、地方に本社機能の一部を移転 等</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方に本社を置く企業が、その本社を増築</li> <li>○東京 23 区以外の地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転</li> <li>○地方において、新しく起業するために本社を整備 等</li> </ul>
<b>認定要件</b>	
<p>常時雇用従業員が 5 人以上 (中小企業は 2 人以上)増加</p>	<p>同左</p>

## 2 特例措置の内容

### (1) 対象施設等

	移転型事業		拡充型事業	
対象税目	固定資産税		固定資産税	
事業者	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、長崎県から※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者			
資産	特定業務施設の用に供する土地・家屋・構築物・償却資産			
取得価額	事業者が長崎県から計画の認定を受けた日以後2年間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が次の要件に該当するもの。 中小企業者等 1,900万円以上 その他の企業 3,800万円以上			
特例適用期間	3年間（新たに課税されることとなる最初の年度以降3年間）			
特例の種類	課税免除	不均一課税	課税免除	不均一課税
減収補てんの有無	○	○	×	○

※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画：本社機能の移転又は拡充に関する計画

※地方活力向上地域：首都圏、中部圏中心部、近畿圏中心部以外の地域

### (2) 特例内容

	移転型事業	拡充型事業
長崎市の特例 [従前]	課税免除	課税免除
長崎市の特例 [今回]	課税免除	課税免除

#### 【特例内容の決定理由】

企業の誘致や地元企業の設備への投資を促すため、税制面における最大の支援とする。

税の特例によるインセンティブを与えることで、事業者の本社機能の移転・拡充や新たな設備投資が図られ、地域経済の活性化、雇用の創出や所得向上につながり、税収増加も期待される。

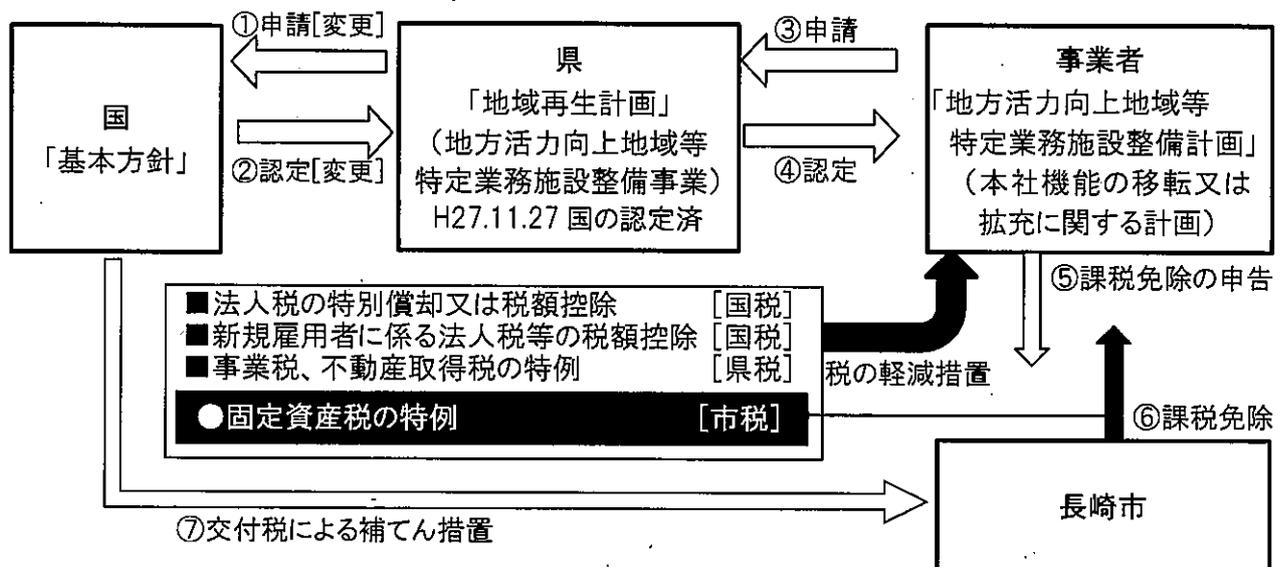
よって、事業者にも最も有利な課税免除を適用する。

(3) 税収試算

1社が1,900万円の資産(設備)を取得した場合の3年間の税収 (単位:千円)

		移転型事業	拡充型事業
課税免除しない場合の税収		578	578
課税免除する場合の税収	A 減収額	▲578	▲578
	B 交付税による減収補てん	341	なし
	A+B 市の減収額	▲237	▲578

(4) 計画認定等の流れ



(5) 過去の課税免除実績

実績なし。

なお、県による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、長崎市において拡充型事業を実施したが、固定資産税については、取得価額の要件を満たさず、課税免除に至らなかった事例が1件あり。

- ・認定時期 H28
- ・雇用者数 H29:60名 H30:83名 H31:127名 R2:121名 (総務・人事・経理部門)

(6) 施行日

公布の日(令和3年度課税より適用)

ただし、この条例は令和4年3月31日限り、その効力を失う。

### 3 関係法令（抜粋）

#### ○地域再生法

（認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第十七条の六 地方税法第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、次に掲げる措置を講じた場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

- 一 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さないこと又はこれらの地方税に係る不均一の課税をすること。
- 二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をすること。

#### ○地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令

（法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合）

第二条 法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 公示日から令和四年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第七項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人にあっては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準

額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二 (略)

三 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合